

よくある質問

	質問	回答
1	住宅改修費の支給は何度でも受けられますか？	支給限度額の範囲内において、何度でも受けることができます。
2	限度額残高がわかりません。	海老名市役所介護保険課介護保険係までお問い合わせください。
3	退院、退所の目途がたっているのですが、入院中の申請はできますか？	事前申請は可能ですが、改修部分を退院後使用しなかった場合全額自己負担となります。 事後申請につきましては、退院、退所後に行ってください。
4	事前申請と工事内容が変更・中止になりました。	着工前に介護保険課にお問い合わせください。「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費 事前申請内容 変更・取下げ届出書」の提出をしていただきます。相談のない変更は着工後でも不支給とさせていただきます場合がございます。
5	要介護度と負担割合の基準日がわかりません。	要介護度は着工日、負担割合は領収日が基準日です。
6	住宅改修費支給までどのくらいかかりますか？	事後申請月の翌月末頃支給いたします。申請内容に不備等があった場合、支給が遅れる可能性があります。
7	事前申請及び事後申請は主に誰がやりますか？	主に施工業者、または担当のケアマネジャーが行います。 本人が行うことも可能です。
8	家族が住宅改修を行う場合、給付対象になりますか？	部材費のみ対象となります。
9	同一住宅に二人の要介護者がいる場合、1か所の工事で20万円を超えたとき、二人合わせて40万円まで給付の対象になりますか？	各々の要介護者に対して有益な住宅改修を特定する必要があり、夫婦で改修が必要でも同一の住宅改修である場合には重複して支給することはできません。 浴室の手すりや廊下の手すりであれば、範囲は重複しないため、各20万円まで対象となります。
10	過去に改修した場所が壊れた場合、補修工事は対象になりますか？	補修工事は対象になりません。 既存手すりのぐらつきなど、老朽化や設置時の不備等による改修等についても対象外です。
11	認定を持っていませんが、転倒予防のために住宅改修を行いたいのです。	要支援、要介護認定を受けていることが住宅改修の要件であるため、認定を持っていない場合支給対象とはなりません。

12	スライドバーは支給対象になりますか？	手すりとしての機能を持つものであり、装飾部分と手すり部分を按分することができれば可能です。按分方法も記入してください。
13	介護保険支給対象工事と対象外工事を同時に行いたいです。	施工費等適切に按分ができていれば可能です。 市ホームページに参考様式「住宅改修内訳書（介護保険対象外工事同時施工時）」を添付しております。介護保険対象外工事を同時に施工する場合等にご活用ください。 独自に作成した様式で構いませんが、市ホームページの記載内容をご確認ください。算出方法の明記をお願いいたします。 市で確認が取れない場合、また按分が適切でないと判断した場合、見積りの作り直しをお願いする場合がございます。 見積書には全体の施工費と対象外工事、対象内工事の内訳をご記載ください。
14	領収書の金額を間違えてしまった。	・一度全額返金を行う場合：誤った領収書、返金した証明書、正しい金額の領収書の写しをご提出ください。 ・差額のみ返金の場合：誤った領収書、返金した証明書の写しをご提出ください。 ・追加の支払を行った場合：誤った領収書に加え、差額の領収書をご提出ください。
15	施工業者に指定はありますか？	償還払いの場合指定はありません。受領委任払いでの支払いの場合、海老名市に登録のある事業者である必要があります。 事業者の選択につきましてはいくつかの事業者に見積りを依頼して比較することを推奨しています。
16	領収書は写しでもよいですか？	どちらでも構いません。原本をお持ちの場合、確認後、返却いたします。 写しをお持ちの場合、原本と相違がないかの確認を窓口でさせていただきます。
17	支給はいつ頃になりますか？	海老名市が事後申請を受取り、不備がなければ翌月の月末頃支給予定です。 事後申請を確認し、不備があった場合すべての書類が揃った翌月の支給となります。
18	添付書類の写真について、日付機能のない写真機の場合どうすればいいですか？	黒板や紙等に日付を記入し、写真に写しこんでください。

令和8年8月18日 現在